

沼津市長寿福祉課所管施設指定管理者選定委員会の組織及び運営に関する要領

制定 平成 27 年 2 月 27 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、沼津市長寿福祉課の所管する施設（以下「所管施設」という。）の指定管理者の選定を沼津市指定管理者制度運用指針（平成 17 年 7 月 19 日施行）に基づき公平かつ適正に実施するため、沼津市長寿福祉課所管施設指定管理者の選定等に関する要綱（平成 27 年 2 月 27 日市民福祉部長決裁。以下「要綱」という。）第 7 条第 3 項の規定に基づき沼津市長寿福祉課所管施設指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、選定要綱第 6 条の規定に基づき、選定要綱第 5 条各号の観点から、所管施設の指定管理者に応募したものについて、市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、次の者をもって組織する。

- (1) 沼津市自治会連合会を代表する者
- (2) 沼津市の民生委員・児童委員を代表する者
- (3) 社会福祉法人、又はその他の福祉団体を代表する者
- (4) 沼津市老人クラブ連合会を代表する者

(会議)

第 4 条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、市民福祉部長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員の互選により定める。
- 4 会議は、非公開とする。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第 5 条 委員会の委員は、委員会で知り得た事項をほかに漏らしてはならない。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、市民福祉部長寿福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

付 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 沼津市高齢者等福祉世代交流活動施設指定管理者選定委員会に関する要綱、沼津市高齢者就業センター指定管理者選定委員会に関する要綱、沼津市高齢者介護予防拠点施設指定管理者選定委員会に関する要綱、沼津市高齢者福祉センター指定管理者選定委員会に関する要綱、沼津市老人デイサービスセンター指定管理者選定委員会に関する要綱及び沼津市戸田老人憩の家指定管理者選定委員会に関する要綱は、廃止する。